

義務付け・枠付けの見直しに係る 第3次勧告に向けた中間報告 参考資料関係目次

○参考資料1

参照条文

〔 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」6頁関連） 〕

○参考資料2

地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）における
自治事務に係る特別の関与に係るメルクマール（抄）

【参照条文】

（「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」6頁関連）

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（平成 18 年法律第 77 号）抄

（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。

一～三 （略）

四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一・二 （略）

三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）における
自治事務に係る特別の関与のメルクマール（抄）

1 自治事務に係る特別の関与（同意、許可・認可・承認、指示）のメルクマールは、以下のとおりである。

(1) 同意

メルクマール(a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

メルクマール(b) 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方公共団体が計画を策定する場合

メルクマール(c) その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合

(2) 許可・認可・承認

メルクマール(d) 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方公共団体に許されているような事務を処理する場合

メルクマール(e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

メルクマール(f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

メルクマール(g) 法人の設立に関する事務を処理する場合

メルクマール(h) 国の関与の名宛人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

メルクマール(i) その他、個別の法律における必要性から特別に国が許可・認可・承認をすることができる場合

(3) 指示

メルクマール(j)～(l) (略)

2・3 (略)